

第2 業務内容と実績

第2 業務内容と実績

I 生活環境施策

1 食品衛生（生活衛生班・食品衛生広域監視班）

(1) 食品衛生

ア 食品衛生

目的 飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止し、県民の健康の保護を図る。

根拠 食品衛生法、食品衛生法施行条例、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例、沖縄県食品衛生監視指導計画

	役割
生活衛生班	・食品施設の監視指導 ・苦情、違反食品の調査 ・食中毒調査 ・衛生教育等 ・食品収去
食品衛生広域監視班	・重点監視施設の監視指導 ・苦情、違反食品の検査 ・食中毒（疑いも含む）に係る検体の検査、調査 ・拭き取り検査 ・食品収去検査

成果・実績

令和4年度の総監視件数は、1,912件（食品衛生広域監視班の本島内監視件数を含む）であった。（第3統計2-(1)、(2)、(3)）

また、2022年の食中毒事件数は、7件（対前年比2件増）で、病因物質の内訳は、シガトキシン（2件）とカンピロバクター属菌（2件）、ノロウイルス（1件）、サルモネラ属菌（1件）、嘔吐毒産生セレウス菌（1件）によるものであった。（第3統計2-(4)）

食品の収去は、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査、放射性物質検査等で62検体を収去した。（第3統計2-(5)）

食品に関する苦情は、68件（対前年度比24件減）あり、有症苦情が多かった。（第3統計2-(6)）

衛生教育は、定期に開催している食品衛生責任者養成講習会（次表）の他、不特定多数の人が訪れる祭りの出店業者等を対象にした食品衛生講習会に講師を派遣しており、令和4年度の派遣・開催数は10回、受講者数は149人（食品衛生広域監視班の講習件数を含む）であった。

※食品衛生広域監視班の監視・収去検査実績（第3統計2-(7)、(8)）

県は平成21年度に食品衛生広域監視班を設置し、北部保健所、中部保健所、南部保健所の重点監視施設の監視指導、食品収去検査等を実施している。なお、当該班は、平成24年度までは中央保健所に組織されていたが、那覇市の中核市移行に伴い、平成25年度に中部福祉保健所へ組織編成され現在に至っている。

イ 食品衛生協会

目的 食品衛生思想の普及向上を図り、食品営業者の自主管理体制を強化し食品に起因する衛生上の危害防止を図る。

根拠 食品衛生法

内容 (ア) 食品衛生指導員による巡回指導

(イ) 食品衛生思想の啓蒙（イベントや食品衛生講習会等の開催）

(ウ) 優良業者等の表彰

(エ) 賠償共済への加入促進等

成果・実績

令和4年度は沖縄県食品衛生協会中部支部として食品衛生指導員による巡回指導や食品衛生責任者養成講習会の実施及び会員の経営安定と消費者保護の為に食品営業賠償共済の加入推進などの事業を行っている。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により一部講習会の開催を見合わせるなどの業務規模が縮小された。

営業許可等の取得に係る講習会		食品衛生責任者養成講習会		巡回指導	食品営業賠償共済
回数	受講者数	回数	受講者数	件数	加入者数
32	728	12	1,085	1,518	3,839